

大蔵委員会議録第二十四号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

生田 宏一君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 小西 寅松君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

中山 榮一君 保利 茂君

坊 秀男君 前田房之助君

横川 重次君 有馬 輝武君

石山 禮作君 井上 良二君

竹谷源太郎君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 横鏡 重吉君

横路 節雄君 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席府政委員

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官 正示啓次郎君

(管財局長)

大蔵事務官 東条 猛猪君

(銀行局長)

委員外の出席者

外務省参事官 森 治樹君

専門員 椎木 文也君

三月二十七日

委員植木庚子郎君、大橋忠一君、龜

山孝一君、木崎茂男君、田子一民君及

び森清君辞任につき、その補欠とし

て川島正次郎君、山村新治郎君、淺

香忠雄君、坊秀男君、前田房之助君
及び横川重次君が議長の指名で委員
に選任された。

同月三十日

委員井堀繁雄君辞任につき、その補

欠として横路節雄君が議長の指名で

委員に選任された。

三月二十八日

物品税法の一部を改正する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第一

五三三号)

同月二十九日

中小企業等協同組合法の一部改正に

関する請願(砂田重政君紹介)(第一

六〇一号)

同(佐竹新市君紹介)(第一六三〇号)

純粋果実水に対する物品税撤廃に關

する請願(山本友一君紹介)(第一六

〇二号)

骨牌税軽減に關する請願(黒金泰美

君紹介)(第一六〇三三号)

余剰農産物見返円の貸付に關する請

願(宇田耕一君紹介)(第一六〇四号)

同(佐竹新市君紹介)(第一六二九号)

旧外貨債の有効化に關する請願(佐

竹新市君紹介)(第一六三二二号)

同(首藤新八君紹介)(第一六五二二号)

同(永山忠則君紹介)(第一六五三三号)

同(生田宏一君紹介)(第一六七六号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一六七七号)

同(石坂繁君紹介)(第一六七七八号)

在外資産補償に關する請願(森島守

人君紹介)(第一六三二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

閉鎖機關令の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二二号)

旧日本占領地域に本店を有する会社

の本邦内にある財産の整理に關する

政令の一部を改正する法律案(内閣

提出第七三三号)

物品税法の一部を改正する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第一

五三三号)

〇松原委員長 これより會議を開き

ます。

一昨二十八日當委員會に審査を付託

されました物品税法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案を議題と

して審査に入ります。まず政府側より

提案理由の説明を聴取いたします。大

蔵政務次官山手満男君。

物品税法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律

(昭和二十九年法律第四十六号)の一

部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年六月

三十日までの間に製造場から移出さ

れ、又は保税地域から引き取られ

る」を「当分の間に、」百分之十五

を「百分之二十(昭和三十三年六月三

十日までに製造場から移出され、又

は保税地域から引き取られるもの」

については、百分之十七に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月

一日から施行する。

2 この法律の施行前に製造場から

移出され、又は保税地域から引き

取られたテレビジョン受像機で十

四インチ以下のブラウン管を使用

したもの及びその部分品(ブラウ

ン管及びテレビジョン受像機箱に

限る。)(以下「テレビジョン受像

機等」という。)に対する物品税に

ついては、次項に定める場合を除

くほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前又はこの法律

の施行後昭和三十三年六月三十日

までに次の表の上欄に掲げる法律

又は条約の規定により物品税の免

除を受けたテレビジョン受像機等

について、この法律の施行後に同

表の下欄に掲げる法律の規定に該

当することとなつた場合において

追徴すべき物品税の税率は、昭和

三十三年六月三十日までに當該規

定に該當することとなつたものに

ついては百分之十七、同日後に當

該規定に該當することとなつたも

のについては百分之二十とする。

免 除 の 規 定 追 徴 の 規 定

物品税法(昭和十五年法律第四十号)第十一条第一項

同法第十一条第三項

物品税法第十二条第一項

同法第十二条第二項

物品税法第十三条第一項

同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭

和三十年法律第三十七号)第五條第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七

同法第七條第三項

条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第七條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○山手政府委員 ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行税法におきましては、テレビジョン受像機及びその部分品に對する物品税は、原則として三〇%の税率で課せられることになっておりますけれども、十四インチ以下のブラウン管を使用したテレビジョン受像機及びその部分品につきましては、その生産及び普及の状況等を考慮いたしまして、本年六月三十日までは一五%の軽減税率が適用されることとなっているのであります。

従いまして、本年七月一日以降は、何らかの改正をいたしませんと、これら十四インチ以下のものにつきましても本来の三〇%税率の適用を受けることとなるわけでございます。しかしながら、最近における十四インチ以下のものの生産及び普及の状況等にかえりみまするときは、直ちにこれに三〇%の税率を適用することは適当でないと認められますので、他の課税物品との権衡を考慮し、当分の間、二〇%の軽減税率を適用することとするものであります。この税率の変更の及ぼす影響を考慮し、その間においても、昭和三十三年六月三十日までは、さらに一七%の軽減税率を適用しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○松原委員 以上、提案理由の説明は終了しました。本法律案に對する質疑は後日に譲ることといたします。

○松原委員 次に、閉鎖機關令の一部を改正する法律案及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案の兩法律案を議題として質疑を続行いたします。春日一幸君。

○春日委員 この閉鎖機關令改正案に關しまして質問をいたします。

第一点は、閉鎖機關が外地従業員に負うておるところの債務についてであります。ことにその解雇手当、これは

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

同法第八條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第二條第一項

その閉鎖機關の指定日以前に支給が決定されたもの、または支給内示があつたもの、すなわちその確定債務に限られておるのであるのかどうか、この点について御答弁を願います。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問の点につきまして、閉鎖機關令の第四條の規定から申しまして明白でございます。すでに確定をいたしました債權債務につきまして清算をいたしましたのが、閉鎖機關令の建前でございます。

○春日委員 そこで伺ひたいのであります。その確定という言葉の具体的な事例、これはどういうような場合を確定しておつたところの債務とみなすのであるか、これの一つ定義と、それから具体的な事例とをあらわしてこの際御説明を願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。が、具体的な事例でございますが、先ほどお述べになりました、従業員に對する退職金等につきましては、御承知のように各会社にはそれぞれ退職金に関する規定等がございます。退職の事実が発生をいたしますと、この規定

に従つて具体的に退職金の支給額の確定を見るわけであります。今回提案をいたしました閉鎖機關令の改正は、外地におきましてその当該機關の規定によつて退職金の額が確定しておるわけでありまして、それが在外債務というふうな形になつておつたために、従来閉鎖機關をいたしまして支払ひの道がなかつたものを、特に内地の資産によつて支払ひの道を開いていただく、こういう趣旨でございます。従つて具体的に申しますと、その会社の退職金に関する規定によつて確定をいたしました退職金を支払ひ、かようなことを規定いたしましたとする趣旨でございます。

○春日委員 今回の法律改正で、ただいま正示局長から御答弁のありました通り、在外債務に限られておりましたところの弁済の道が、この改正規定の第二條第八号であります。これによつて、これらの退職金その他の債務で省令で定めるものは、特にこれを在外債務と見なして支払ひ得る道が開かれたことは、非常にけっこうであるかと思ひます。ところが、ただ問題が、今局長が御答弁になりましたように、解雇手当に関する内規、それから契約、慣習、こういうようなものが実在して、そうしてそれに基づいて計算されたものは、これはすなわち確定債務として支払ひことができる、こういう御答弁でございます。ところが、これが問題の核心は、それでもって問題の最終的な解決にはならないわけでありまして、と申しますのは、御承知の通り今回閉鎖機關の指定を受けましたところのこれらの機關は、いかなる理由によつて閉鎖されたか、申し上げるまでもなく、これは前代未聞の不測事態が

発生をいたしました。すなわち敗戦という形によりまして、しこうしてこれらの諸君は、経営者も従業員も自分の意思というものに全然関係なく事業を閉鎖しなければならぬような状態に相なつたわけでありまして、そういうふうな事例は、申し上げるまでもなく当然の法律によつて、さらにはまた従業員の側から申しますならば、当然経営者の責任において、そういう事態に當面した従業員の救済ということについて内規があつたものとみなしての処理がなされなければならぬと存するわけでありまして、そこで私は、政府にお伺ひをいたしたいことは、今回のこの閉鎖された機關のかつて従業員であつた者、こういう者に対しては、解雇に関するいろいろの規定は、そのようなる事態があるということを想定しておるならば、従業員は当然そういうことを要求いたしました。そういうふうな異常事態に對処するための解雇規定というふうなものは、当然これは協約によつて締結をいたしておると思うのであります。ところが、そういうふうなことは期待もしていません。予測もしていません。ところが、そういうふうな無用なことであり、その当時における事情としては必要なことではなかつた。ところが現実には、そういう事態が起きたのであります。従つてこれこれ判断すれば、そういうふうな規定があつたものとみなして、解雇手当あるいは雇い止め手当というふうな手当を支給するの道が開き得るものと了解はできないかどうか、その点について政府側の御答弁を願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 たいま御指摘の点

は、今回の閉鎖機関令の改正は、敗戦という前代未聞の事態におきまして、これらの閉鎖機関が大量の強制的な解雇あるいは退職者を出したということに關連をしての退職金あるいは雇いどめ手当の問題であるから、これに對して、事前にそういうことを予想しておらなかつたではないか、従つてそれに對しては何か特別の道をもつて支給できるように考へるべきではないか、こういう御趣旨のように拝聴いたしましたのであります。これは全く仰せの通り、通常の場合に予想できない事態だったのであります。ただ御承知のように、閉鎖機関令におきましての清算の基本的な前提は、やはり閉鎖機関の活動中の業務に伴う債權債務、こういう既往の債權債務を前提としたし、これを特別の清算方式によりまして清算をする、これが閉鎖機関令の前提になつておると思うのであります。従つてたいまお話しのように、そういう事態を予想しなかつたからというところで、たとえば従業員の退職金について閉鎖後において新しく債務を負う新しい規定を設けるということでは、閉鎖機関令第四條にお定めを願ひました前提がそもそも成り立つて参らなくなるわけでありまして、

ただいまの点につきましてもう一点申し上げなければならぬ点は、なるほど従業員の退職金に雇いどめという事柄も、これはまさに異例のことであり、予想されなかつたことでございまして、その点は経営者、すなわち役員その他についても同じ關係であり、さらにまた株主という者についても同じ關係であらうかと思ふのであり

ます。しかしながら閉鎖機関令の規定は、そういう特別の問題ということは一応別の問題といたしまして、先ほど申し上げましたように、指定日前においてこの機関の活動から生じた債權債務というものを対象にいたしました。これに對していかうに清算を進むべきかということをお定め願つておるものとわれわれは了解しておるわけでありまして、従ひまして、たいまの御趣旨につきましては、閉鎖機関令の建前からいたしまして、やはり個々の機関がその規定なり、あるいはその他の定めによつてすでに確定をいたしておりますところの退職金あるいは雇いどめ手当というふうなものの未払い分を、今回払う道を認めていただく、こういうことにわれわれは考へてゐる次第でございまして、

○春日委員 さらにこの点を明確にしておかなければならぬと思ふのであります。この閉鎖機関の場合には、これは占領軍の絶対權力によつて一方的に強制解散を命ぜられたのでありますから、従つてこれを従業員の側からすれば、これは会社の都合によつて大量解雇されたと同じ結果に相なるわけでありまして、そういうことになつた場合のあらゆる対策を立ててその事業に臨むのが経営者の責任であるわけでありまして、そういうふうな事態に到達して、そうしてなおかつ強制命令によつて会社が解散されてしまつたのだから、その解散命令は会社の側に來て、会社の側からそういう通達に従業員に移されたのであります。従つて従業員の側からすれば、これは理論的にはいろいろ疑義があるかもしれせんけれども、實質的には会社の都合によつて大

量解雇された。会社の都合というものは、経営が成り立たなくなつた場合もあるでありまして、事業を都合によつて閉鎖するという場合もあるでしょうし、多くの理由が想定されるのだが、今回の場合は、すなわち占領軍からの強権の発動があつたから経営ができない、こういう理由によつて、会社の都合によつて解雇されたわけですね。従つて、そこで現実の問題として解雇手当を要求したいということとは當然のことであらうと思ふ。そこで問題は、残余財産があつた場合のことなんです。全然なければ、ないものをくれと言つたところで、これは仕方がないけれども、閉鎖機関が清算人によつて清算をされて、そこで残余財産が生じた、生じた場合において、そういうふうな解雇手当が支給されておる場合はよろしいけれども、解雇手当が支給されてない分については、これは道義上からいつても、条理を尽す立場からいつても、当然解雇手当の支給という事柄が考慮されていと思ふ。それで、かつて決定いたしました。それでは、法律は互いがこころで作つたんだから、欠陥があるならば、その法律を私は修正していけばいいと思ふわけなんです。この点の理解はどんなものでありますか、これは非常に政策的な内容も含んでおると思ひますので、山手政務次官から御答弁を願ひます。

○山手政府委員 当時連合國總司令官からの要求に基きまして、いわゆる財閥の解体とか、私的独占の禁止とか、ああいうふうな大きな政策の一環として閉鎖機関の指定が行われ、その当時

の財産の状態によつて清算を遂げていくということに決定を見まして、今日に至つておるわけでございまして、御指摘の点については、われわれもいろいろ考へさせられる点もあるわけでございしますが、いろいろ均衡そのほかのこともあろうかと思ひますし、今すぐ法律を變えていろいろな均衡を破つていくということもいかうであらうかと思ひます。ただ清算の段階におきまして、株主の財産の分配もすでに確定をしたような段階で、株主の意向によつて、その財産の中から従業員に何らかの金額を分与せしめるというふうな措置を、現実の問題としてはとることはもちろん異存はございせんけれども、今後まだ十二分に研究する余地があると思ひます。○春日委員 株主の意向によつて、その残余財産から退職金を出すことは異存ないけれども、御承知のとおり、株主の権限というものは、一切閉鎖機関令その他の法律によつて制限を受けてしまつて、一切の執行は清算人に移行されておるわけでありまして、株主が私おうと思つても、むろん私ええ、株主の権限、債權債務一切を凍結されてしまつておるわけでありまして、そういう御答弁は成り立たないと思ふのであります。ただ問題は、権衡を破るのは好ましくないという点であらうと思ふのであります。これは、われわれといえども大いに尊重しなければならぬと思ひます。ところが私どもの真意は、権衡を破つても仕方がないという立場において、こういう所論をなしておるのではなく、むしろ権衡を保たしめるために、こういう措置が必要

ではないかという点に重点が置かれておるのであります。そこで問題をわかりやすくいたしますために、さらに一歩進んで、具体的な事例に就いて問題を解明して参りたいと思ふのであります。朝鮮銀行の場合と朝鮮殖産銀行の場合についてありますが、この解雇手当の支給に關連して、おおむね同じような立場、同じような業務内容を持つておりましたところのこの二つの銀行の従業員の解雇手当に對する権衡を保つという立場から、一つこの問題を論じてみたいと思ふのであります。

そこで、私は正示さんにお伺いをいたしますが、朝鮮銀行の従業員は、同じこの法律のもとにおいて、解雇手当その他これに類する債務というものを一体どういふ工合に処理いたしますか。それからあわせて、朝鮮殖産銀行の場合、これは一体どういふような立場に置かれておるのか。この二行における実情をありのままに一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。まず朝鮮銀行でございますが、朝鮮銀行は、御承知のように、終戦時証券業務、預金業務を行つておりました。終戦の直前、八月十二日に朝鮮の本店におきまして重役会の決定をいたしておるのであります。それによりまして、従来の退職金規定の額に對して二万四千円の増額支給ということを決意いたしました。この決定に基いて内地におきまして退職金を支給いたしましたのであります。これが朝鮮銀行における退職金支給のあらましであります。

これに對しまして、朝鮮殖産銀行で

ございませうが、殖産銀行の分につきましては、実はまだはっきりと書類をもって清算の方へ申し立てが行われておりませんが、私も当時の関係者から口頭の話を伺っておりますので、きわめて大筋になるかと思ひますが、その点を申し上げます。それによりますと、殖産銀行におきましても、終戦前の混乱状態でございまして、将来従業員に対する退職金等に充てるために、当時の朝鮮の本店におきまして、内地に対してある程度の送金を決め、その手続を進めようとしたというお話でございませう。その額は総額で約二千万円というお話も伺っております。そういう措置を講じようとしたことの基本をいたしまして、退職金の支給につきましては、特例を設ける重役会の決定があったのだというふうなお話を伺っておりますのでございませう。

そこで私の方では、今回のこの閉鎖機関令の改正をお願いいたしました。これが施行になりますれば、まずもって従業員に対する債務の未払い分を支払うのが順序でございませうので、ただいま殖産銀行の関係者に対しては、すみやかに当時の様子を詳細に書類にいたし、また責任者もそれぞれ明確な書類をもって清算の方へ所要の手続を進められるように申し入れをしていくわけでありませう。近くさような手続が進められるものと期待をいたしておる次第であります。

○春日委員 それではお伺いをいたしますが、朝鮮銀行はいわゆる内規によるところの退職金を支払って、プラス二万四千円、こういういわゆる非常事態発生に伴う解雇手当に見合うようなものが支払われておる、こういうこと

でありますね。ところが殖産銀行については、退職金は支払われておるのであります。

○正示政府委員 先ほどちょっと申し落しました、全職員に対してまして、すでに一人当たり約五千三百円くらいのものを支給いたしておりますが、そのほかに、先ほど申し上げました約二千万円のものを送金すべく努力したというお話を伺っております。

○春日委員 いずれこれらの具体的な事柄の内容につきましては、与党も野党も、それから政府へも関係者から陳情が参つておるであらうと思ひますが、そこでもう一度、ただいま正示局長からお示しになりました二千万円、これはただいまのお話では、退職金に引き当てるものとして送金を企画した、こういうことであつたが、これはおそれる言ひ違いであらうと思ひます。これは退職金ではなく解雇手当、あるいはそれに見合うものに該当する資金であらうと思ひます。そこでわれわれの党へ寄せられております陳情の内容によりまして、これは朝鮮にありましたところの二千万円、それから当時の計画をいたしましては、内地にありましたところの資金三千万円、プラス五千万円というものを当時の朝鮮における重役会が、終戦倉皇の間にそういう決定をしたという工合に陳情書が寄せられておるわけでありませう。いずれその事実に基づいての詮議は、それぞ

れでございませうが、二千万円であつたか五千万円であつたか、これは別といたしまして、ただ問題は、朝鮮銀行の場合一人が二万四千円の支給額であつたということから考えまして、同じ朝鮮

に任地を置いた両行の従業員の、この解雇手当に關します支給額の権衡をはかるためには、おそらくは両行の重役会議においてそれぞれの連絡がとられておつたと思ひます。そういうような事態を想像いたします場合、朝鮮殖産銀行の従業員の総数は、的確な数字はここに持つておりませんが、たしか千八百人か九百人、これに朝鮮銀行において支給いたしました二万四千円というふうなものをかけますと、いづれにしても五千万円以上、これは六千万円近いものに相なるかと思ひわけでありませう。そういう意味で、いづれにいたしましても、あなただけの方へ口頭によつて概要が申し出られておるならば、すなわち終戦直後においてこの朝鮮殖産銀行は、朝鮮銀行が決定をしたとほぼ同様の決定を朝鮮の現地に於いて行なつた、すなわち朝鮮殖産銀行が従業員に負うところの債務というものは、すでに確定しておつたと思ひますのであります。従ひまして、お伺いをし、確認をしておきたいと思ひますことは、当時における重役会の決定事項、その事実を証明する事柄が文書によつてそれぞれこの機関に申し出がおります場合は、これは今回改正法がうたつておりますところの第二條第二項第八号でありますか、それに該当する、すなわち指定期日以前に確定しておつたところの債務として、これを取り扱つていただくことが出来るかどうか、この点を一つお答を願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 先ほど私の御答弁に多少不十分な点がありますので、あわせて御答弁申し上げます。

先ほど殖産銀行が一人当たり五千三百

円の退職金を支給したということをお申し上げたのであります。これは、二十七年当時、前の理事者からの申し出になりましたので、この五千三百円までは支給いたしておるのであります。その当時におきまして、先ほど申し上げた二千万円送金の企画云々というお話は、実は全然なかつたのであります。これがもし当時からはっきりいたしておりましたら、私も十分資料を整備いたしまして準備を進めて参つたのであります。実は、当時におきましてはさうなお話になつたので、とりあへず五千三百円というところで支給いたしておつたのであります。その後今回の政令の改正法律で提案をいたすことになりました。そこで、ただいまはその詳細につきまして、先ほど申しましたように書類をもつての御提出をお願いしております。従つて、その点につきましての内容の詳細を承知いたしておりますので、これは申し上げかねるのであります。大体ただいま春日委員が御指摘のように、当時の朝鮮の非常な混乱の中でございまして、各金融機関、それぞれ混乱の中にも最善を尽して、将来に備える対策を講ぜられたことは、想像にたかくないものであります。そこで殖産銀行におきましても、今申し出のような措置をとつておるといふことを理事者が申し出ておりますので、さうすぐ当時の責任者からこれを文書をもつてはつきりと御提出を願ひまして、その文書によつて、まず清算人がこれを審査いたし、最終的には大蔵大臣の承認ということに相

なつてくるわけでありませうが、その内容を審査いたしまして、明確にこれが当時の有権の機関の手による決定と認めることができる場合、先ほど申し述べた従来すでに支給済みの分のほかに、そういう債権の確定したものがあつたというこの確認に至りますれば、これは先ほどお答え申し上げました令第四條の規定ということからも、すでに確定した債権として支払うべき筋合いのものというところになるかと思ひます。

○春日委員 これは、現実に当時の朝鮮殖産銀行の従業員当事者にとつてみますれば、現実の問題として重要な影響を与えたいと思ひますので、さらに明確にいたしておきたいと思ひますが、この法律の第四條は「何人も、指定日以後は、閉鎖機関の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない」といふことになっておる。但し、第十條第一項に規定する特殊清算人の処分、これは関係ありません。そこで、お伺ひしたいことは、朝鮮殖産銀行の場合において、理事者があなただけのところへ書類を提出する、すなわち指定日以前において、そういう従業員に対して解雇手当等の支払いを行うというふうな決定をしておるといふことの書類をあなたのところに出す。そうしますと、あなたがまず審査をされるという過程を経て、さらにまた大蔵大臣がそれを承認するといふか、あるいは認許するといふか、いずれにしてもそういう過程を経なければ、その理事者の決定というものは確定しないといふか、効力を生じないわけなんです。すなわち本日ただいまにおいてその効力を生じていないわけなんです。

これを言うならば、潜在債務とでも称すべきものでありましょか、とにかく不確定債務とでも称すべきものでありましょか、そこに私は疑義があると思う。全然疑義がないならばそれでよろしい。昨日の理事会等において、局長からこんな御答弁がありました。たとえば預金者に対して預金の払い戻しを行う場合、たしか一万円なら一万円という預金があったという申し出があったけれども、しかしそのときにおいて、たまたまその預金通帳がない。だから、その金額等が預託されておるといふ事実は、債権債務の関係は確定しておったけれども、しかしその預金通帳がないという事柄だけで、これは不確定のものというわけには参らない。あたかもそれと同じように、この朝鮮殖産銀行の場合も、債務としてはすでに確定しておったんだが、そういう書類がいまだあなたの方へ提出されてないという、すなわち預金通帳を紛失したり、その当時手元に持ち合せていなかったりすることとはほぼ同じような意味合いにおいて、これが確認を得ないような状態にある、それだけのことで、これは不確定債権とかあるいは潜在債権ということではなく、もうすでに債権としては確定しておるが、ただその証明が立たない。だから朝鮮殖産銀行の場合においては、そういう証明が立ちさえすれば、その当時の理事会の決定は、確定債務として何ら法律に抵触することなく支払うことができる、こういう工合に理解をしてよろしいかどうか、この点さらに御答弁を願います。

たが、大体の御趣旨はその通りと思うのであります。ただ私、預金の場合と少し違う点があるかと存じますので、その点だけを補足させていただきたいと思うのであります。すなわちまず重役会の決定ということにつきまして、今ここで申し上げる通り、そのままたったというところになります。これによって従来の支給規程なりあるいは退職金に関する会社の債務というものは確定を見るわけでございます。ただその書類がまだ出ていないのでありますから、これを審査しなければならぬ段階が残っております。ということをお願いしたのであります。

それからも一つの問題は、これは総額の問題でございます。これは二千万円というこの金を各個人にどういうふうに分けるかというその計算が、実はまだできていないのであります。これが、これまで重役会においてどういう決定になっておられるか、その決定によりまして、各個人別金額というものも確定を見ることになるわけでありまして、そこで、初めて預金と同じような関係に相なってこようかと思ふわけでありまして、要するに預金の場合におきましては、まずもって個人の預金額というものが客観的には確定を見ておるわけでございますが、それを支払うためには預金通帳、その他証憑書類をお出しただきまして、確認をするという手続が残るわけでございます。そういう手続を経まして預金の払い戻しが行われることは、申し上げるまでもございせん。

そこでもう一度申し上げた退職金の場合におきましては、問題は、重役会の決定の内容がはつきりと立証いたされますると、これによりまして、総額、各個人別支給額というものがきまってくるのでございまして、要はその重役会の決定を立証すべき有権的な機関の決定に関する具体的事実を詳細に立証する書類の提出にかかっておる、こういう意味で、先ほど御引用のような事例を申し上げたのであります。が、ただいま申し上げたように、多少その段階的なニュアンスは違つておるわけでありまして、大体の考えといたしましては、預金の場合と違いがな、かように考えておる次第であります。

○春日委員 この機会に申し上げておきたいと思ふのであります。少くともこの朝鮮殖産銀行は、当時におきまする一つの国家的な金融機関でありまして、その理事者の決定というものは、機械的な預金通帳そのもののごとき信憑性と、あるいは見方によつては多少の違いはあるけれども、それと違って、そのように、公務員だけが機関として決定をしたというところで書類をあなたの方へ出して参りますれば、それは荒唐無稽なものであれば、常識的に見ても、その当時の他の機関の決定との振り合い等を勘案いたしまして、たとえば朝鮮銀行の場合、二万四千円という支給額が決定されておるが、これが五千円とかあるいは一万円とかいうとつびなものであれば、その信憑性についてはさらに慎重検討を加えるという必要もあるかもしれないけれども、その権威ある機関がみずから決定したものは、これこれと云つて書類を提出いたしましたから、これはやはりあなたの検討も大臣の検討も、やはりその預金通帳そのものが持つておる程度の権利をこ

れに認めて、そうしてめちやくちやに値切り倒してしまふようなことのないように私は希望をする。のみならず、またそうあらねばならぬと私は考えるのであります。この点について山手政務次官の御見解はいかがであられましょか。

○山手政務委員 この点につきまして、お説の点はいろいろわれわれも考へなければいかぬと思ひますけれども、関係書類が提出をされましたならば、十分に検討をいたしました上に、よく考慮をしたいと思ひます。

○春日委員 そこで私は、この法律案の質疑を終了すれば法律は通つてしまふわけなんです。法律が通つてしまえば、資産が四億五千万円朝鮮銀行の場合には発生をしておりますけれども、これは他の条章に基いて杜債、株主、その他の関係でこの財産というものが消滅してしまふ。消滅してしまつてからあつたところだと言つたところで、これはあとの祭になつてしまつて無益なことだ。そこで私は、その法律の疑義をみじんだりといへども残さないと云ふような審議の仕方、あるいは立法を行わなければ、われわれの職責を問われるのではないかと思ふのであります。そこで私は、さらにわれらの検討におきまして、こういうようなことも考へてみました。これは、一つ正示さんの技術屋としての御意見を一ぺん伺つておきたいのであります。私どもも見解は、解雇手当の支給に関する疑義をこの際明確にしておくために、法律を次のように直してはどうかと思ふのであります。それは閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する修正案といたしまして「第四条第一項中「財

産上の権利義務」の下に「閉鎖機関の役員又は従業員に対して負う退職金その他の債務で省令で定めるものに係るものを除く。」を加える。」加えておく。そういういたしますと、この省令事項としてどういふことを期待しておるかと思ひます。これはその当時、朝鮮殖産銀行の理事者たちが、理事会の決定でどういふ解雇手当を支払うということとを議決したけれども、その議決は、法律上の立場から言ふならば、議決したというものを一方が言つてきた以上は、その全額を支払わなければならぬ。ところが今のあなたの答弁だと、多少ニュアンスがある。果して信憑性がどうであらう、こうであらうというふうなことで、あなたが審査して、そうして大臣がさらに検討を加えて、それに認証を与えて、そこで初めて債権が確定していくという形のプロセスを踏まなければならぬ。これは、法律の各条章が明確に規定いたしておられます指定日前の確定債権であるかどうかということについて、一つの疑義なきを得ない。そして、その確定債権であるかどうかということを決する権限を大臣に与えておる。すなわち、省令によつて出されてきたところの書類を、その信憑性について清算人がそれを検討し、あなたが検討し、そうして大臣が検討して、これならばよろしかろう、他との権衡をはかつてこれは行き過ぎではないかろう。たとえば朝鮮殖産銀行の理事会があつたところへ、退職金を四億五千万円払うということを決しておりましたと云ふ場合に、そこに紛議が生じてくる。そういうような場合に、

○山手政務委員 この点につきまして、お説の点はいろいろわれわれも考へなければいかぬと思ひますけれども、関係書類が提出をされましたならば、十分に検討をいたしました上に、よく考慮をしたいと思ひます。

○春日委員 そこで私は、この法律案の質疑を終了すれば法律は通つてしまふわけなんです。法律が通つてしまえば、資産が四億五千万円朝鮮銀行の場合には発生をしておりますけれども、これは他の条章に基いて杜債、株主、その他の関係でこの財産というものが消滅してしまふ。消滅してしまつてからあつたところだと言つたところで、これはあとの祭になつてしまつて無益なことだ。そこで私は、その法律の疑義をみじんだりといへども残さないと云ふような審議の仕方、あるいは立法を行わなければ、われわれの職責を問われるのではないかと思ふのであります。そこで私は、さらにわれらの検討におきまして、こういうようなことも考へてみました。これは、一つ正示さんの技術屋としての御意見を一ぺん伺つておきたいのであります。私どもも見解は、解雇手当の支給に関する疑義をこの際明確にしておくために、法律を次のように直してはどうかと思ふのであります。それは閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する修正案といたしまして「第四条第一項中「財

産上の権利義務」の下に「閉鎖機関の役員又は従業員に対して負う退職金その他の債務で省令で定めるものに係るものを除く。」を加える。」加えておく。そういういたしますと、この省令事項としてどういふことを期待しておるかと思ひます。これはその当時、朝鮮殖産銀行の理事者たちが、理事会の決定でどういふ解雇手当を支払うということとを議決したけれども、その議決は、法律上の立場から言ふならば、議決したというものを一方が言つてきた以上は、その全額を支払わなければならぬ。ところが今のあなたの答弁だと、多少ニュアンスがある。果して信憑性がどうであらう、こうであらうというふうなことで、あなたが審査して、そうして大臣がさらに検討を加えて、それに認証を与えて、そこで初めて債権が確定していくという形のプロセスを踏まなければならぬ。これは、法律の各条章が明確に規定いたしておられます指定日前の確定債権であるかどうかということについて、一つの疑義なきを得ない。そして、その確定債権であるかどうかということを決する権限を大臣に与えておる。すなわち、省令によつて出されてきたところの書類を、その信憑性について清算人がそれを検討し、あなたが検討し、そうして大臣が検討して、これならばよろしかろう、他との権衡をはかつてこれは行き過ぎではないかろう。たとえば朝鮮殖産銀行の理事会があつたところへ、退職金を四億五千万円払うということを決しておりましたと云ふ場合に、そこに紛議が生じてくる。そういうような場合に、

四億五千万円は適当ではない、朝鮮銀行との権衡を保つ上において、また朝鮮銀行との権衡上、一人二万四千円の率で決定しようと思えば、それで計算して、おむね当時朝鮮殖産銀行において理事會が決定すべきところの公正にして妥當なる解雇手当額、こういうものを省令によって定める額とする、こういう工合にしていけば、あなたの方は権衡をもつて、かつまた政治的に配慮を加えて、法律上の疑義を全然なくして、そして問題の処理が後目に残し得ると思うのだが、この点について、立法の責任者としてその衡にあられる正示さんは、わが社会黨のこれらの試案についてどんな御見解をお持ちでありますか。

○正示政府委員 お答えを申し上げます。ただいまの御質問に対する答えは、大体先ほど来私は出たんじゃないかと実は思いますので、これははっきり申し上げますが、最初に申し上げましたように、閉鎖機關令第四条、これはこの閉鎖機關に對する清算の基本的な前提を規定いたしておると考へます。すなわち、「何人も、指定日以後は、閉鎖機關の財産上の權利義務に變更を生ずべき行為をすることができない」ということでございまして、こういう大前提がございまして初めて閉鎖機關の清算が今日まで順調に進んでおりますし、今後最終的な処理ができるものというふうに存するのであります。ただいまお示しの「閉鎖機關の役員又は従業員に對して負う退職金その他の債務で省令で定めるものに係るもの」は、この財産上の權利義務のうちから除くという考え方はどうであらうかという御趣旨でございませ

が、これを入れますことは、私は、ただいま申し上げたような大前提に基きましてせつかく今日まで進めて参りました閉鎖機關の清算事務が、成り立たなくなるおそれがあるのではないかと、かように考へまして、先ほど来実はお答えを申したのであります。その点につきましては、春日委員も、すでに先ほど政務次官に對する御質問の中で、朝鮮殖産銀行の例をお引きになりまして、たとえば一人当たり幾らぐらいというところで當時決定があつたとするならば、これは朝鮮銀行とのバランスから考へてもいゆる妥當な決定ということとで、しかも非常に公的色彩の強かつた殖産銀行の重役會が決定をしたというところであるならば、これは認めてもいいじゃないかというふうな御趣旨のようには拝聴いたしましたのであります。これは私も、いすれ關係の書類を提示されました場合には、當時の客觀的な情勢その他はかの機關とのバランス等から考へまして、その重役會の決定自体の信憑性ということについては、先ほど政務次官からお答えのようなことが判斷の基礎条件になつてくるものと考へております。要するにこれは、どこまでも指定日以前におきましての機關の有權的な行為からくる債權債務というものを前提にいたしまして、閉鎖機關の清算というものは成り立たないという先ほどの答へ、これによつて私はこの試案に對する答へは一応出ておるといふふうには考へるのであります。万が一かようなことで、今日まで進んで参りました、すでに確定した權利義務ということにある程度例外を認めるということになりますと、こ

れは限りなくその面が広がるおそれもあるものであります。従来一応そういう前提で進めて参つた閉鎖機關の清算の建前から申しまして、やはり先ほどの質疑應答のありました線によつて本件の処理をはかるべきが唯一の道ではないか、かように考へておるのであります。

（委員長退席、石村委員長代理着席）

○春日委員 大筋においては、従業員側の主張もまた社会黨としてのわれわれの見解も、それからあなたの方の理解もそんなに大きく隔たつてはいないと思うわけであります。ただ私が願ひいたしますのは、その執行に當りまして、疑義がござうまづもないわけじゃないかというところに心配があるのであります。と申しますのは、あなたの方で申し述べられております、それから朝鮮殖産銀行の理事者のいゆる決定事項なるものは、二千万円というふうな工合に入つておる様子であります。私も、朝鮮からは二千万円、それから朝鮮殖産銀行の国内の保有分として三千万円、合して五千万円をそれに充當せんとして、そういう決定が行われた。これはかけ引きでもはつたりでもない、そういうことを權威ある誠実な理事者から陳情を受けております。そこで大蔵大臣やあなたがその信憑性を検討される場合に、何といつてもファースト・インプレッションは強い。二千万円というものを基準として検討されがちになるだろうと思う。そうすると、機關決定は、すなわちこの朝鮮殖産銀行の有權的な決議に基づくところの事柄は五千万円だと言つておる。あな

た方は二千万円だと思ひ込んでおる。そこで検討しようと思へば相当問題があつて、これは不確定債務だからいっそやめちやえということになつてくる。あなたの方の理解も、またその解雇された当事者たちの考え方も大体一緒でありながら、なおかつ結果においてそういう望みしからざる結果になることを私はおもんばかるのであります。でありますから、法律によつて改正することが、すでにその法律に基いて清算事務を完了した他の閉鎖機關に對して權衡を失するやうな結果になるといふ心配がありますならば、たとえばそれにかわるやうな明快な方法、すなわち附帶決議を付するとか、あるいはさらにまた何らかの明文を設けることによつて、この問題を後日のために備えなければならぬと存するのであります。しかしながら、これらの問題は、今このやうな質疑應答の過程においてそのまゝ結論に到達するということとは、慎重を欠くのそしりを免れないと考へますので、いすれこれは理事會等においてさらに御検討も願ひ、当事者たちの意向も、実情に即して十分しんしゃくをいたしまして、そして後日あらためてもう一回この問題について質問をいたしたいと思ひます。杜撰その他株主等に對しまする処理についても、いろいろ疑義がございますけれども、時間の關係上、ひとまずこれをもつて私の質問を終ります。

○石村委員長代理 小山君。

○小山（長）委員 閉鎖機關令の改正に關しまして質問いたしたのであります。が、この閉鎖機關令というものが制定されてから、指定を受けた閉鎖機關とは二千幾つあつて、だいたい最近片づ

いてきいのであります。しかしながら朝鮮銀行、台灣銀行、あるいは朝鮮殖産などの解除指定というものについては、株主側からは非常に急がれておつたのにかかわらず、今日までこれが延び延びになつて参りましたのは、仄聞するところによると、今の韓國側の日本に對する請求、いわゆる日韓相互間の請求事件といわれておりますところの、サンフランシスコ平和条約第四条に基く請求の問題がからんでおつた。このやうなうわさを耳にいたしておつたのであります。この点については、はつきりとした踏み切りを外務當局においてはおつけになったのかどうか、この点をまず第一に確かめておきたいのであります。

○森田委員 韓國との交渉におきまして、請求權の問題が一つの重要な論点であることは御承知の通りでございしますが、本問題が、そのために特に解決がおくれたということは、そういうふうには私も承知いたしておらない次第でございませう。

○小山（長）委員 しかば、韓國側が申しておりますところのいわゆる朝鮮總督、あるいは朝鮮銀行、朝鮮殖産などが、あるいは台灣銀行などが、日本内地において持つておるところの資産、こういうものは韓國側の請求權の對象にならないという点については、外務當局としてははつきりした見解を持つておられますか。

○森田委員 交渉の過程におきまして、韓國側から、韓國に主要事務所ないしは法人の所在地があり、またその在日資産に對する請求があつたことは事実でございませう。しかしながら

本件は、日韓双方の交渉によりまして決定せらるべき問題でございまして、日本側としては、その主張に対する日本側としての主張をもつて、そしてこの交渉の過程において、日本側の主張も提示されたのでございまして。

○小山(長)委員 その点については、政府としてははっきりした態度をすてに明確にきめておられる、こういう前提でこの問題に入りたいと思うのでございまして。

ところで今度の改正を見ますと、朝鮮銀行、台湾銀行が閉鎖機関を解除せられる場合がある。しかしながらその閉鎖を解除されて、第二会社設立の許可を受けようとする場合には、朝鮮銀行法第二十七条、または台湾銀行法第二十条の二の規定によつて納付すべき納付金の、これらの規定に定める利益金に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならぬ、こういうような規定がここに出てきたのであります。この理由は一体どういふところから出てきたのか、その点をお示し願ひたい。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま御引用になりました朝鮮銀行及び台湾銀行の納付金に関する問題でございまして、この問題はすでに久しく懸案になっておつた問題でございまして、申し上げるまでもなく朝鮮銀行及び台湾銀行は、朝鮮及び台湾におきまして、それぞれ証券業務及び普通銀行の業務をやつておつたのであります。ただいま御指摘の朝鮮銀行法あるいは台湾銀行法の条文は、証券業務に伴う営業中の納付金の規定によりまして納めたその規定に準じまして、残存資産から納付金を納めるようにと

いう規定を援用されたわけではございまして、実は朝鮮銀行につきましても、台湾銀行につきましても、解散の場合の法律がなかったものであります。これは、今日日本銀行についてははっきりと規定がありまして、大体日本銀行におきましては、額面以上の金額はすべて国に帰属するというふうな規定がはっきりあるわけではございまして、朝鮮銀行、台湾銀行の法律には、さうな解散の場合の規定はございせん。しかしこの証券業務すなわち通貨を発行するという国の特権を、こういう朝鮮銀行及び台湾銀行において、それぞれの地域で認めておつた。この一種の国の特権に伴う納付義務というものは、これは単に営業中だけではなく、これらの機関が解散になりました場合に、残余財産についてもそういう証券の特権のついた残余財産がある場合には、同じことを規定すべきだといふことは、大体条理としてお認め願ひるのではないかと、かように考えているのでございまして。しかし、それはすでに閉鎖になりましたこれらの機関の基本法の中にはないのでございまして、から、形としては、これは今日閉鎖機関令を改正していただきまして、さうな規定を設けることは、手続として必要でございまして、この手続は、い

わば条理としてすでにそういう関係になつておりますものを顕在化すると思はしめようか、一応条文の形にしてはつきりしておくとおつた関係ではないか。いろいろこの納付金についての考え方はあつたのでございまして。たとえば残存財産の二分の一を納付するといふふうな考え方もあつたことは御承知と存じますが、やはりその

際に、ただいま申し述べましたような考え方をとる方が自然であり、すなわであるといふような見地に立ちまして、営業中の納付金の規定をそのままとりまして、これに準じた計算によつて残存財産から納付金を納めていただくという考え方をとりました理由もまたたいたいま申し上げましたような、大体条理としてそういう関係はずつと認められてきたものを、ここに条文の形にわしものといふふうな見地から、かような案になつたものと承知いたしておるのであります。大体ただいま申し上げたところによつて御了承を願ひたいと思ひます。

○小山(長)委員 ただいまの御説明中にもありましたように、朝鮮銀行及び台湾銀行は証券銀行であつたのであります。また証券銀行である日本銀行法には解散の特例規定があるにかかわらず、朝鮮銀行、台湾銀行法にはその解散の規定がなかったといふことは、一つには明治初年において国立銀行がありましたが、この国立銀行は証券業務を取り扱つておると同時に、預金業務、為替業務等の一般銀行業務を扱つておつた、こういうふうな関係に朝鮮銀行、台湾銀行はあつたのであらうと思ふ。そういう意味においては、商法の株式会社であつたに違ひない。商法の株式会社という考え方があつたがゆゑに、解散の規定を置かなかつた、こういうふうにも考えられるのであります。今あなたの御説明によると、条理上、証券の業務を取り扱つておつたから、当然に納付すべき残存利益があつたのを、この際法律の上に顕在化したのであるといふ御説明であるけれど

も、そうするならば、毎営業年度中に営業利益の中からとつておる納付金は取り足りなかつた、利益がまだ残存しておつて、その残存利益をとるだけ、こういう理屈にならなければならぬのであるが、そういう意味でありませうか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。その点は、証券業務をやつており、また普通の銀行業務をやつておりましたが、営業中の納付金が不足であつたことから当然とるべきであるといふふうには考えておられません。これは、ただ証券業務に結びついた残存財産があるならば、営業中のそういう業務による利益を納めたという考え方と同じ考え方をもち、残存財産からも納むべきではないか、こういうふうな考え方をいたしておるのであります。取り足りない分をとるといふ考え方はございせん。営業中に、こういう理由に基づく利益は国に納むべきであるといふ考え方が成り立つておると存するのでございまして、解散後における清算の財産についても、同じような対象になるものがあるとするならば、これを国に納めていただくことが、同じ法律の考え方からいってすなおなものではないか、こういう意味で申し上げたわけでありまして。

○小山(長)委員 その点の御説明については、どうも十分納得いたしかねます。しかば、朝鮮及び台湾の清算の対象になる残余財産関係の内容はどうかというふうになつており、その残余財産は証券利益によつて生じたものであるといふふうな説明がきますかどうですか、その点一つ……。

○正示政府委員 先ほど申し上げたやうな考え方でこの残余財産の内容を分析いたして考えますと、今日の朝鮮銀行なり台湾銀行なりの保有いたしております残存財産といふものは、大体終戦直前の内地からの軍事費の支出等に伴ひまして、これらの軍事費の送金業務が主たる業務であつたのでござい

ますが、その送金業務を営みます場合におきまして、朝鮮銀行、台湾銀行はその証券の機能を活用いたしまして、これによつて内地に相当額の財産ができておることは事実であります。先ほど申し上げた残存財産の内容を見ますと、大部分その機能から生じておるとは否定できないと思ひます。従ひまして、やはり朝鮮、台湾の証券機能によつて生じたものだといふ説明ができる、私はかように考えております。

○小山(長)委員 この朝鮮銀行や台湾銀行の証券業務といふものは、証券業務そのものが内地において行はれたのではないのですか。そして内地から銀行券そのものを向うに送つて、向うで発行しておつた、つまり発行利益といふものはほとんどなかった、そういう関係にあらうではないですか。

○正示政府委員 ただいまの御質問は、朝鮮銀行券あるいは台湾銀行券といふものはどこで発行したか、また発行利益があつたかという御趣旨と思ひますが、御承知の通り、朝鮮銀行ないし台湾銀行の銀行券は、平常の場合には内地で印刷をいたしまして、これを朝鮮なり台湾に持つて参りまして、発行はどこまでも向うでいたしましたが、内地で印刷をしておつたことは事実であります。それから、それに伴う発行利益といふものがなかったかという点

うでございますが、これは、準備に對しましてどの程度の發券をするかといふことは、それぞれ銀行法によつて定められておつたわけでありませう。限外發行の道ももとよりあつたわけでありませう。ただ普通の銀行と違ふ点は、發券準備になるといふ点が違つておつたといふことを申し上げたわけでありませう。

○小山（長）委員　その点もおかしいのであつて、あなたは發券準備という言葉を使われるけれども、民間銀行の場合に、本店に残つておる為替じりは、支店における支払い準備なんですよ、同じなんです。本店で払い込まれたかから支店で払うのであつて、支店からいへば、本店にあるのは支払いの準備なんです。それと同じなんです。内地でも

払い込まれたから、京城の朝鮮銀行の本店がそれに見合うところの發券をする、従つて限外發行の特権があつたという、その限りにおいて、あるいは若干の發券利益があつたといえるかもしれない。しかし、ここに残つておる國債なり不動産なり、そのものが直ちに發券による利益だということは、これは銀行の爲替じりの關係からいつてもどうしたつて出てこない、だから、その点において確かにこれは無理がある。納付金を取るといふことそのものの思想はいいかもしれぬ、むろんこれに対しても疑義があるのだけれども、しかし發券利益に見合うところの納付金をこれで取つておるといふことには重大な疑義がありますよ、その点はどうですか。

○正示政府委員　先ほども申し上げましたように、内地に生じました残存財産がそのまま發券に基く利益というこ

○小山(長)委員　そうすると、少し困らせるように言えば、どうして、そういうような推定の根拠が出てきたかということなんです。

金を鮮台から取る。これはいわば発行利益によつて生じた利益を取るんだという思想でいくと、将来、たとえば韓国あるいは台湾との間に、そういう通

側といたしましては、一般の例に沿うた学説から申しまして、わが方に有利なような主張をなすべきである、かように考えております。

○正示政府委員　どこまでも在外資産負債の關係において、閉鎖機關はなお残るという考え方でございます。その結果新会社がより多くの資産を取得し

券銀行であつたから、發券に伴う利益が殘存財産として残つておる、だからその利益を吸収するのであるといふのが事務当局の答弁であります。とこ

ろがそれはそれとして、しからばその証券による利益の吸収は、ここに定めてある割合でとれば、可もなく不可もなくとれるのかという質問に対しては、なかなか答弁はそう的確なものではなかったであります。

そこで、その問題は問題といいたしまして、次に移りたいのは、この朝鮮銀行あるいは台湾銀行が閉鎖機関の解除を申請して、そして所定の手続に従って第二会社を作りたい、こういうような申請がありました場合には、それがたとえ新しく銀行を作るといふことであっても、政府としてはこれを承認していいかという御方針であるかどうか、これを一つ大蔵大臣からまず伺って伺っておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 銀行を設立するという申請がありますれば、その銀行がどういふ銀行であるか、特に今日日本の経済上あるいはまた社会的に必要としておる銀行でありますれば私は免許を与えたい、かように考えております。

○小山(長)委員 大臣も御承知のように、自由党においては、不動産銀行を作りたいということが党の基本方針となっておりま。そして、またまたここに朝鮮銀行の残余財産をもって不動産銀行を作る、しかもそれは、中小企業を対象としたところの不動産銀行を作りたいのである、こういう希望でございますが、このような銀行については、その設立認可について踏み切りになる御方針であるかどうか、重ねて伺っておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 特に中小企業を相手といたしまして不動産担保の金融をするという銀行の設立の申請がありま

すれば、私これは許してもよからう、かように考えます。

○小山(長)委員 この銀行は、不動産担保の銀行ということでありま。この銀行のよつてもつて立つところの準拠法というものは、長期信用銀行法によるのが最もいいのではないかと、思ふのであります。その点については、どういふふうにお考えになつておられますか。

○一萬田國務大臣 不動産を担保にして融資するというになれば、自然長期の金になります。従いまして、長期信用銀行法に基く銀行となるだろうと、かように私は考えております。従いまして、その法律に基いて許可をする、かようにならうと考えております。

○小山(長)委員 長期信用銀行法に基いてということでありま。ここに金融債の発行ということが起つて参ります。そうしてこの銀行がかりに申請され、認可されるということになります。認可される、最も大事なことは何かと申しますと、むろん預金業務を扱いませんから、従つてその不動産担保の貸し出しをするための資金源で、その資金源は、むろん金融債によつてまかなつていかなければならぬことに相なります。ところが、その金融債をだれが引き受けるかということになると、当然個人が引き受けるのではなくて、都市銀行あるいは地方銀行等の金融機関が引き受けることになるだろうと思ふのであります。その金融機関がそれらの金融債を引き受けるについては、ただ強制命令をしてみたところが、とうていこれはできるものではないかと思ふ。やはり都市銀行あるいは地方

銀行が納得して、よし一つこの不動産銀行をもち立ててやろう、中小企業のために金融上いろいろな隘路がある、あるいは現在の金融制度についていろいろ盲点がある、その盲点のためにできる銀行でありましようから、われわれの党としてもそれをねらつているのであります。それにやはり都市銀行、地方銀行がその盲点のあることを認識し、あるいはこれらの不動産担保金融というものはなかなかむずかしい問題であるというようなことを認識して、これをもち育てていこうという気がまが都市銀行あるいは地方銀行の間に起つてこない、なかなか定期的な一定の金融債を売っていくということは非常に困難だと思ふ。その点について、大蔵大臣としてはどのような心がまえで地方銀行に對し、あるいは都市銀行に對して臨んでいかれるのか、考えてあるか、こういうことを一つ伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 今日この不動産担保銀行を設立します場合に最も問題となるのは、やはりこういう銀行が果して収支が償つていくかどうかという点だと思ひます。特に今日は、いろいろな法令で家屋、土地等について制約があります。関係から、一そうさうであると思ふ。従つて不動産担保銀行を設立される方々がどういふ事業計画を持つておられるか、その際につまびらかに検討を必要とする次第であります。しかしまた、他面資金コストといひますか、先ほどからお話しのありますように、出資金以外はどうしても金融債によらなければならぬという問題がある。そこで私は、今これがどういふ

うにペイするかということについて、これは私が作るわけでもありませんから、詳細に立ち入って申し上げるわけにもいきません。そういう申し出——こういうふうにしてペイするから、こういう銀行を作るといふ申し出があつたときに検討したいと思ひますが、しかし御承知のように、単に当事者だけがそういうふうない結果を生ずる銀行ができる情勢にも必ずしもないように思ひます。こういう銀行が所望されますれば、大蔵省といひまして、もう、こういうものが成り立つような協力を惜しむものではないと思ひます。そういう点につきましては、やはりペイするようである一定の資金コスト、同時にそういうふうなコストの資金が一定量あるというふうなことを一応構想しておきまして、それ以上については、普通の金融債でいけるように、こういうふうなことを今私頭に描いておるのであります。そういうふうな考え方であります。その限りにおいては、市中銀行等の協力、特に大銀行の協力を得るだろうというふうな期待をしております。ただこういう銀行については、むしろ一番問題になるのは、あるいは相互銀行かもしれま。ところによつては、相互銀行が営業の關係から、いろいろと考えておられる点もあると思ひます。またそういう点については、両方ともうまくいくように十分配慮を加えていく必要がある、かように考えております。

○小山(長)委員 相互銀行の問題は、またあとで申し上げるといたしまして、今大臣が言われたように、新しい不動産銀行を作ろうというのでありますが、この残余財産は、朝鮮銀行の場

合についていいますと十七億見当だといふ。この十七億見当の金で長期の不動産金融を始めてみましても、これは資金量が足らぬことはわかり切つているのであります。そこで、いわゆる追加資金量というものが必要になつてくる、あるいは増資によりまするか、あるいは社債によるかはわかりませんが、ともかくそういうような資金を作ることが必要であり、同時にまたこの銀行がペイするためには、われわれしうと考へていひましても、どうしても資金量が三百億見当にならないといふふうには考えられる。おそらく一年ないし二年の長日月を要するだろうと思ふのであります。その間にそれだけの資金量を確保する方法を講じなければならぬ。これは何としても大事なことであります。しかしながら、金融債でその資金を確保していくのであります。金融債が売れていくために、銀行そのものがペイする見通しがついていなければならぬということ、これは当然第一のことでありま

す。銀行の設立計画によつてみましても、その銀行がペイしないといふことであれば、幾ら大臣が奔走されても、金融債は売れないであらう。でありますから、ペイすることがまず第一であります。その次に、この都市銀行あるいは地方銀行等、金融債を引き受ける側との間の人的な協力といひますか、意思の疎通といふものがなければ、やはり私はいかぬのじゃないかと思ひます。そういう意味では、この朝鮮銀行の側においても、自分たちの残余財産で銀行を作るのだというふうな考え方で、実はいけないのであつ

うにペイするかどうかということについて、これは私が作るわけでもありませんから、詳細に立ち入って申し上げるわけにもいきません。そういう申し出——こういうふうにしてペイするから、こういう銀行を作るといふ申し出があつたときに検討したいと思ひますが、しかし御承知のように、単に当事者だけがそういうふうない結果を生ずる銀行ができる情勢にも必ずしもないように思ひます。こういう銀行が所望されますれば、大蔵省といひまして、もう、こういうものが成り立つような協力を惜しむものではないと思ひます。そういう点につきましては、やはりペイするようである一定の資金コスト、同時にそういうふうなコストの資金が一定量あるというふうなことを一応構想しておきまして、それ以上については、普通の金融債でいけるように、こういうふうなことを今私頭に描いておるのであります。そういうふうな考え方であります。その限りにおいては、市中銀行等の協力、特に大銀行の協力を得るだろうというふうな期待をしております。ただこういう銀行については、むしろ一番問題になるのは、あるいは相互銀行かもしれま。ところによつては、相互銀行が営業の關係から、いろいろと考えておられる点もあると思ひます。またそういう点については、両方ともうまくいくように十分配慮を加えていく必要がある、かように考えております。

○小山(長)委員 相互銀行の問題は、またあとで申し上げるといたしまして、今大臣が言われたように、新しい不動産銀行を作ろうというのでありますが、この残余財産は、朝鮮銀行の場

合についていいますと十七億見当だといふ。この十七億見当の金で長期の不動産金融を始めてみましても、これは資金量が足らぬことはわかり切つているのであります。そこで、いわゆる追加資金量というものが必要になつてくる、あるいは増資によりまするか、あるいは社債によるかはわかりませんが、ともかくそういうような資金を作ることが必要であり、同時にまたこの銀行がペイするためには、われわれしうと考へていひましても、どうしても資金量が三百億見当にならないといふふうには考えられる。おそらく一年ないし二年の長日月を要するだろうと思ふのであります。その間にそれだけの資金量を確保する方法を講じなければならぬ。これは何としても大事なことであります。しかしながら、金融債でその資金を確保していくのであります。金融債が売れていくために、銀行そのものがペイする見通しがついていなければならぬということ、これは当然第一のことでありま

す。銀行の設立計画によつてみましても、その銀行がペイしないといふことであれば、幾ら大臣が奔走されても、金融債は売れないであらう。でありますから、ペイすることがまず第一であります。その次に、この都市銀行あるいは地方銀行等、金融債を引き受ける側との間の人的な協力といひますか、意思の疎通といふものがなければ、やはり私はいかぬのじゃないかと思ひます。そういう意味では、この朝鮮銀行の側においても、自分たちの残余財産で銀行を作るのだというふうな考え方で、実はいけないのであつ

うにペイするかということについて、これは私が作るわけでもありませんから、詳細に立ち入って申し上げるわけにもいきません。そういう申し出——こういうふうにしてペイするから、こういう銀行を作るといふ申し出があつたときに検討したいと思ひますが、しかし御承知のように、単に当事者だけがそういうふうない結果を生ずる銀行ができる情勢にも必ずしもないように思ひます。こういう銀行が所望されますれば、大蔵省といひまして、もう、こういうものが成り立つような協力を惜しむものではないと思ひます。そういう点につきましては、やはりペイするようである一定の資金コスト、同時にそういうふうなコストの資金が一定量あるというふうなことを一応構想しておきまして、それ以上については、普通の金融債でいけるように、こういうふうなことを今私頭に描いておるのであります。そういうふうな考え方であります。その限りにおいては、市中銀行等の協力、特に大銀行の協力を得るだろうというふうな期待をしております。ただこういう銀行については、むしろ一番問題になるのは、あるいは相互銀行かもしれま。ところによつては、相互銀行が営業の關係から、いろいろと考えておられる点もあると思ひます。またそういう点については、両方ともうまくいくように十分配慮を加えていく必要がある、かように考えております。

○小山(長)委員 相互銀行の問題は、またあとで申し上げるといたしまして、今大臣が言われたように、新しい不動産銀行を作ろうというのでありますが、この残余財産は、朝鮮銀行の場

合についていいますと十七億見当だといふ。この十七億見当の金で長期の不動産金融を始めてみましても、これは資金量が足らぬことはわかり切つているのであります。そこで、いわゆる追加資金量というものが必要になつてくる、あるいは増資によりまするか、あるいは社債によるかはわかりませんが、ともかくそういうような資金を作ることが必要であり、同時にまたこの銀行がペイするためには、われわれしうと考へていひましても、どうしても資金量が三百億見当にならないといふふうには考えられる。おそらく一年ないし二年の長日月を要するだろうと思ふのであります。その間にそれだけの資金量を確保する方法を講じなければならぬ。これは何としても大事なことであります。しかしながら、金融債でその資金を確保していくのであります。金融債が売れていくために、銀行そのものがペイする見通しがついていなければならぬということ、これは当然第一のことでありま

す。銀行の設立計画によつてみましても、その銀行がペイしないといふことであれば、幾ら大臣が奔走されても、金融債は売れないであらう。でありますから、ペイすることがまず第一であります。その次に、この都市銀行あるいは地方銀行等、金融債を引き受ける側との間の人的な協力といひますか、意思の疎通といふものがなければ、やはり私はいかぬのじゃないかと思ひます。そういう意味では、この朝鮮銀行の側においても、自分たちの残余財産で銀行を作るのだというふうな考え方で、実はいけないのであつ

うにペイするかということについて、これは私が作るわけでもありませんから、詳細に立ち入って申し上げるわけにもいきません。そういう申し出——こういうふうにしてペイするから、こういう銀行を作るといふ申し出があつたときに検討したいと思ひますが、しかし御承知のように、単に当事者だけがそういうふうない結果を生ずる銀行ができる情勢にも必ずしもないように思ひます。こういう銀行が所望されますれば、大蔵省といひまして、もう、こういうものが成り立つような協力を惜しむものではないと思ひます。そういう点につきましては、やはりペイするようである一定の資金コスト、同時にそういうふうなコストの資金が一定量あるというふうなことを一応構想しておきまして、それ以上については、普通の金融債でいけるように、こういうふうなことを今私頭に描いておるのであります。そういうふうな考え方であります。その限りにおいては、市中銀行等の協力、特に大銀行の協力を得るだろうというふうな期待をしております。ただこういう銀行については、むしろ一番問題になるのは、あるいは相互銀行かもしれま。ところによつては、相互銀行が営業の關係から、いろいろと考えておられる点もあると思ひます。またそういう点については、両方ともうまくいくように十分配慮を加えていく必要がある、かように考えております。

○小山(長)委員 相互銀行の問題は、またあとで申し上げるといたしまして、今大臣が言われたように、新しい不動産銀行を作ろうというのでありますが、この残余財産は、朝鮮銀行の場

合についていいますと十七億見当だといふ。この十七億見当の金で長期の不動産金融を始めてみましても、これは資金量が足らぬことはわかり切つているのであります。そこで、いわゆる追加資金量というものが必要になつてくる、あるいは増資によりまするか、あるいは社債によるかはわかりませんが、ともかくそういうような資金を作ることが必要であり、同時にまたこの銀行がペイするためには、われわれしうと考へていひましても、どうしても資金量が三百億見当にならないといふふうには考えられる。おそらく一年ないし二年の長日月を要するだろうと思ふのであります。その間にそれだけの資金量を確保する方法を講じなければならぬ。これは何としても大事なことであります。しかしながら、金融債でその資金を確保していくのであります。金融債が売れていくために、銀行そのものがペイする見通しがついていなければならぬということ、これは当然第一のことでありま

て、国民大衆のために不動産担保金融の銀行を始めるのだ、そしてそれは中小企業者の救済になるのだ、こういう大きな目的のために動いてもらわなければならないと思うのであります。その意味においては、ただ残余財産でおれたちが作るのだ、従って金融債の方は、政府の力によって強制的に売っていくのだ、こういう考え方は、私は一切成り立たぬと思う。やはり銀行を作る最初から、ベイすることはもとよりであります、金融債を引き受けてくれる側との間にも、設立に当たっていろいろ相談をするとか、あるいは人的、物的あらゆる面にわたりまして連絡を緊密にして、そして初めて私はこの銀行なるものは所期の目的を達成していくと思うのであります。そういう意味においては、ただ単に朝鮮銀行の財産をもつて作っていくのだという考え方でなしに、市中銀行の金もこれに投入されて、そうしてやっていくのだということが第一であります、そのあつせんをするのはやはり私は大蔵当局でなければならぬだろうと思うのであります。そういうあつせんの勞をとりますか、この機会に、私は若干その構想についての考えを御参考におくのがよろうかと思

うのであります、それは、私は、やはり初めからあまり高い理想で、大きいものを考えるのは必ずしも適当じゃないだろうと思うのであります。ある一定の規模の銀行にしておきまして、そして考え方は、中小企業金融といふものを指向されて、その中小企業金融の中で、特に不動産抵当ということに重点を置く、こういうふうな構想です。それで資金関係では、残余財産の、具体的にいへば十七億円、これに低利なといひますか、何らかの形において、資金コストの安い資金を相当額流入するやうなことを考えまして、そして、大体そういう資金関係であれば、ある一定量のまた普通の金融債を発行しても、資金運用上収支が償う、こういうふうな形にしておく。そしてある意味においては、これは金融機関全体から見ても、今日欠けているところを補うというやうな機関であるという意味においては、可能な限り他の金融機関の協力を資金的にもあるいは経営的にも求めていく、こういうふうな考えでいけばいいじゃないか。それについては、今私がここでこれ申すのは、かえって適当でないのではありません、金融界といひますか、あるいは銀行の間においても、十分協力しようというやうな様子もどうかがありますので、実現性を持つたろう、かように考へていけるのであります。

よからう。こういうお考えのようでありますが、むしろその点については、大臣の御努力を仰がなければいかぬだろうと思う。同時に、しかしまた一方考へてみますと、海のものとも山のものとも知れぬ新銀行ができるわけであります。しかも、それはわれわれの党の方からいへば、絶対必要な不動産金融機関を作つていこうというのでありますから、それが途中で野死にすゝるやうに困る。これはあくまでも一つの銀行として新分野を開いていって、もらうのでなければならぬのであります、先ほど申しますように、そのためには、毎年一定の資金量が逐次ふえていく態勢でなければならぬ。金融債がふえていかなければならぬはずであります。その金融債が売れていくか売れていかぬかというときには、従来の長期信用銀行のように、たとえば発足した場合には、資金運用部によってその起債の一部を引き受けるというやうな、いわば民間でいうと寄付金の筆がしらというやうなことで、資金部がまず引き受けて、そしてあと地方銀行に金融債の引き受けを頼んだというやうな先例があるのであります、やはりそういうやうなこともおやりになる心がふえていくというところは非常にむずかしい、やがては野死に死にいうことにならぬとも限りませんので、その点についてのお考え方もいふものも考へておいていただかなければならぬと思うのであります、おそろしく現在のところ、具体的にそういうやうな御返事もできませんが、方向としてはそのやうな方向に行くということに了承してよろしうございますか。

○一萬田國務大臣 新しい銀行ができる場合には、それが将来十分やっつけけるという見通しが立たない限り、これはとても免許をするわけにもいかならぬと思います。従ひまして、大蔵省としてはそういうふうな存続の見通しが十分立ち、または立つやうな措置もあわせとりまして、その上で免許をする、こういうことになると思ひます。

○小山(長)委員 それからこれは少しこまかくなりますが、朝鮮銀行や台湾銀行が保有しておる国債は、これは登録国債であるやうであります、この登録国債を引き受けるときに、日本銀行の方では、発行額で引き取るという約束があつたやうに聞いており、またそのやうなことで、ほかの金融機関を通じて買戻しをしたやうな先例もあるやうに伺つておるのではありませんか、今度の朝鮮銀行の解散のときにおける国債というものは、どのような評価で、どういふやうにして処分されるものであるか。というのは、これは一つは納付金の問題もありまして、税金の問題もありまして、現金化することが必要であることは、予算等においてこれは前提とされておるわけでありまして、この評価額をどういふやうにおきめになるのか、その辺の御方針を伺つておきたいのであります。

○一萬田國務大臣 鮮台銀の今日日本銀行に登録されております国債は、登録してあるだけで、別に日本銀行でこれを買ひ上げるという約束はなかつたやうに存じます。そこで、それならこの国債をどういふやうに処分するのが今日適當であるかということになります、今日日本銀行で公債を買ひ取るということは、やはり通貨政策の点からいへば適當でないもので、今市場もゆるんでおりますし、市中で評価をされる引き取らせていきたいと私は考へておるわけでありまして、

○小山(長)委員 その点事務当局に確かめておきますが、日銀が売出すときに九十八円だったのですが、九十八円で買戻すという約束はなかつたのですか。

○正政府委員 ただいま大臣からお答へになりましたように、文書でそういう御契約をしたことはございせん。

○小山(長)委員 ちょっとともに戻りますけれども、新しい不動産銀行ができるであらうというやうなことで、相互銀行方面が、自分たちの強敵が現われるかのような考へのもとに、不安の気分があるやうに伺うのであります、しかしながら不動産銀行の目的は、中小企業であり、また不動産担保ということでありまして、この目的は変えるわけにはいきませんまいけれども、何らかの間に調整の措置を講じて、同じやうに中小企業をやつておる相互銀行、あるいは信用金庫等が不安に陥らないやうに、大臣として何か御構想がございまして。

○一萬田國務大臣 不動産抵当銀行ができました場合には、相互銀行との関係であります、問題は抽象論をしてもいたし方がありませんが、この地方でどういふ銀行と競合関係が生ずるかという具体的な問題になると思ひます。しかしそれについては、私當事者からは、特に相互銀行から直接話も聞いておりませんし、今何とも申し上げかねるのであります。しかし、ずれにいたしましても、相互銀行と何

億円というくらいに推定をいたしてお
ります。それから相互銀行が大体九百
六十五億、信用金庫が四百十億、商工
中金が大体二百三十三億、政府関係機
関をいたしまして中小企業金融公庫が
大体三百四十億見当じやなからうか。

国民金融公庫になりますと、御承知の
ごとくいわゆる零細なる、国民大衆の
金融機関ということをご予定しておりま
すので、ぐつと落ちまして、大体十
六億円ということに相なっておりますわ
けであります。冒頭に申し上げましたよ
うに、全体的な担保の金額というものを
導き出しますのは非常に困難でござ
います。一応そのようなことを材料
として御参考に供したい、かように思
う次第であります。

○高見委員 これは根本的な問題にな
りますが、中小企業の今日の一番大き
な悩みは金融の問題である、ことに不
動産金融というものが十二分に使われ
ておられない、不動産金融の不動産の担
保価値というものが、法律的、制度的
に非常に制約されておるために、十二
分に使われておられないということに
大きな原因があると思う。そこで大蔵
大臣としては、この銀行をお作りにな
るならば、その前に担保の範囲という
ものを拡張する国全体としての一つの
政策をお立てになる必要はないのであ
るか、これに対してどういうお考えを
持っておいでになるか、まず伺ってお
きたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 不動産担保専門の
金融業務を営み、かつこれが収支相償
うというふうに持つていくためには、
お説のように、今日の土地並びに家屋
等に対するいろいろな制限的な法令の
改定を必要とすると考えております。

特に今日の借地借家法というようなも
ののことは、これを担保にとつて営
業が成り立つかどうか、私非常に疑問
を持つております。そこで私の考え方
は、先ほども申し上げましたように、
この中小企業に対する金融というもの
を指向して、その中で特に不動産とい
うものを重点的に一つ取り上げて営業
をやつていく、特に今日中小企業でお
困りになっておるの、別に借地借家
法の適用を受けるのではないですが、
自分小さい工場を持つておる、とこ
ろがどうもこれは資金的にもどう

わろんそういうものは、中小企業金融
でもできるじやないか。いろいろあり
ますが、これはボリュームの問題にな
りまして、中小企業金融だけではな
な手が及ばぬ、今日ここに欠陥があ
るから、そういう点を補つていこう、
あるいはまた自分の住宅を持つてい
る、これは自分が住んでおるのだけ
ら、なかなか担保にとつてくれにくい
ということもあるが、こういうことも
やつたらいいじやないか、そういうふ
うなこと、あるいはこれは非常に専門
的でないような言葉になるかもしれま
せんが、そういうふうな方向をとりつ
つ、中小企業金融ということではい
これはいくんじやないか。特にそうい
う困難性があるから、資金コストに
できるだけ便宜をはかるような道も講
じたい、かように考えております。不
動産だけを担保にして、しかもこれを大
規模にやろうとなれば、お説のような
法令の改正も必要とするだろうと私も
考えております。

○高見委員 今大蔵大臣の御答弁の中
で、資金等の獲得について特別に考え
なければならぬというお話がありまし
たが、私もその通りだと思ひます。さ
で、それでは朝鮮銀行の残余財産十七
億でこの仕事ができるわけじやありま
せんし、いずれ金融債の問題が出てく
ると思う。そこで伺ひたいしたいの
ですが、しかし、これは申請が出てみ
なければと言われるだろうと思ひます
が、大体大蔵大臣としての御構想は、
その場合に資金量はどれくらい初年度
に集め、将来どれくらい程度のものに
したいというお考えであるか。また
金融債の金利は大体きまつておるよう
ですが、これをどれくらいにするか、
あるいは貸し出しの金利をどのくらい
にすれば不動産銀行というものがペイ
していくかという大体のお見通しがあ
れば、一つお聞かせいただきたいと思
ひます。

○一萬田國務大臣 数字的な規模とい
いますか、あるいは数字をもつてこう
いうふうになるということは、大蔵当
局がやつておるかどうかわかりませ
んが、これは設立者において十分考
へておると思ひます。あるいは銀行
局長から御答弁ができるかもしれ
ませんが、幾らか政策的な面につ
きます。これは資金で十七億というも
のがあります。それでは不足する。そ
で、これは私の幾らか希望の意見に
なるかもしませんが、これは実現性
があると思つておるのですが、でき
ば、そこでコストの要らない資金とい
うものを相当金額ここで出してもら
いたい。できれば出資の形がいいの
ですが、あるいは出資という形が困難
であるかもしませんが、あるいはまた
全然コストのかからぬというの無理

かもしません。そうすると、出資に
かえまして、ある程度低い金利の債券
を発行したい。これを一つ持つてもら
う。持つてもらうには、結局は金融界
の適当な方面にこれを持つていき、協
力関係を持つていただく。そうしてそ
の資金ボリュームがどれくらいになる
か、これは相当資金コストは安いもの
になるかもしません。そうすると、
普通の金融債の発行というものを考
えて、資金コストからいけば私はペイ
するというように持つていきたい。数
字的にどこがどうというふうなことは、
私申し上げかねるし、また私自身が計
算をしておりません。あるいはある程
度事務当局にあれば、事務当局から説
明をしても構ひません。

○東條政府委員 新しい銀行が免許に
相なります場合の採算の関係、あるいは
は申請の具体的内容は、やはり申請者
の申請内容を十分大蔵省といたしまし
て検討をいたしまして、ただいま大臣
から御答弁がありましたようなことも
十分頭に入りました上の問題でありま
して、具体的なケースにつきまして申
し上げるのは、まだその時期でもあり
ませんし、また私は適当でないと思
ひます。ただ資金量の問題について御
考になりますことを申し上げますと、
先ほど来小山委員の御質問があつた点
であります。現在の長期信用銀行法
の規定によりますと、自己資金の二十
倍までの債券の発行ができるという規
定になっておりますので、今大臣から
御答弁がありましたような方法により
まして、自己資金の量がきまりますれ
ば、いわゆる金融債と申しますか、借
入金と申しますか、そういう全体の金
額が出て参る、それによつてこの銀行

の資金量は大体の見当がついて参る、
かように考えますが、こまかい貸付の
条件、あるいはそれに伴う収支採算の
ようなことは、具体的な申請内容を待
ち、いろいろな観点から検討を加えて
申し上げるべきもの、かように考えて
おります。

○高見委員 そういたしますと、その
場合に、今度は既存の中小企業金融機
関との間に摩擦競合が起ることが考
えられる。と申しますのは、これが新
くできます銀行の資金のコストと既存
の信用金庫あるいは相互銀行の資金コ
ストの間には非常な開きがある。開き
があつて、しかも同じような競争をす
るということになりますと、これは関
取とふんどしにかつぎとを、同じ土俵に
上げて勝負をさせる結果になる、これ
を一体どう考えられるか。大蔵大臣
は、なるべく摩擦がないように考
へる、なるべく、具体的にどうお考
へなつておるか、一つお聞かせをいた
したいと存じます。

○一萬田國務大臣 これは、一つには
一番具体的なものは融通に対する金利
の問題であります。特に安い金利で貸
し得る銀行もあります。そういうふう
な貸し出し金利で、たとえばそういう
銀行等と競争するということは絶対に
あり得ない、そういうことはまたさ
ないように措置をします。あるいはま
た店舗の問題について、適当な調整措
置を加える、かようなことが一番おも
な方法になるのではないかと考えて
おります。

で——これはちょっと日本人としては信じられませんが、こういうふうな点まで報道されてきておるので、さういふ点については、お聞きになっておられるか、あるいはまたどう考えておられるか、この点を伺いたい。

○森説明員 韓国の従来の交渉における態度につきましては、ただいま横録委員から御指摘の通りに、日本側の韓国に対する請求権というものは一方的に放棄してくれ、それでなければ、会談を開催することはちやうちよせざるを得ないという態度にあることは御承知の通りであります。これに對しまして日本側は、先ほど申し上げましたように、私有財産の尊重という原則でもって交渉に臨んだ次第でございます。問題は、結局平和条約第四條(四)項の解釈の問題に帰着する次第でございます。

○横録委員 平和条約の中においては、日本の私有財産については特別取り扱をするということであつて、これがどうなるかということについては書かれていない。ところが平和条約を締結したときの主導者はアメリカである、それから日本の朝鮮における財産を接収して、これを韓国に渡したのも、これもまた米軍である、従つてこの問題については、条約についても、財産の処理についてもアメリカが関係をしておるのである。従つてこのことは、当然アメリカのものの考え方というものは一体どこにあるかということが中心になつてくるだらうと思ふのであります。従つてこの場合に、韓国の考え方、今出されてきているようなものは、われわれとして考えたときに非

常に理不尽な考え方である、こういうふうになるのが、アメリカは幸ひにこの日韓会談の取りなしをするというのであるならば、これはアメリカの考え方、あるいはまたアメリカのこういう問題を扱つた先例というもの、あるいはまた国際間におけるものの先例というものが、こういうものが当然尊重され、これに従つて解決されるべきだと思ひますが、この間についてアメリカの方にはどういふふうに移りをつけ、あるいはまた中に入つてもらうというふうな点がございましてか。

○森説明員 お答えいたします。日韓交渉の再開に關してアメリカのあつてを求めたことは、従来しばしばございまして。特に第四條(四)項の財産の問題につきましても、第四條(四)項の財産の処置というものが、占領軍の行方、占領軍としての管理的な行為から一歩を進め得るやいなやということが問題でございまして、結局さういふ点が問題にないならば、(四)項に返りまして、両国の協議により決定するほかはないわけでございます。私は、アメリカが的確にどういふ考え方を持つておるか十分承知いたしませんけれども、結局(四)項によつてさういふ問題は解決するということに帰着するのではないかと思ひます。

○横録委員 日本の方で私有財産の尊重をする、それからまた国際法の通念においてもこれらが当然である、こういうふうな考え方を持つならば、私はアメリカの考え方もまた同様の立場に立つておるだらう、さう思ふのです。ところが韓国の場合においては、これは、私は直接聞いておらぬからわからぬけれども、新聞や何かに報道される

限りにおいては、これは没収したものであるというふうな考え方を持つておりましたり、あるいはまた日本に對してあべこべに請求するというふうな態度を見せたりする、これは、日韓会談においてもなかなかこの問題がこんがらがらうと思ふのです。そこで意見が衝突した場合に、当然財産を処理したところのアメリカの見解というものが問題だと思ふ。アメリカが占領軍としてこれを接収をした。接収は必ずしも没収ではないと思ふのです。それからまた占領軍においては、これを没収する行為というものは、私有財産においてはできないし、またさういふ先例もない、さういふふうにして管理するわけですから、従つて日本の財産を管理して、これを朝鮮に渡した。従つてその後における領土というものをどうするかという問題は、これは平和条約に残されたところの両国間の問題である、さういふふうな考え方をしております。

従つて、この問題で外務省がこちらの考え方を出す、それから韓国の方から出す場合には当然衝突をする。衝突した場合に、これは当然アメリカにこの裁量をしてもらわなければならぬと思ふのですが、この場合において、アメリカの意見をあまり聞いていないといふことは、日韓会談が再開される、再開されるというよりも、これは前から何度もやつたのでありますからして、もう少し突つ込んだ意見が私は実際に出ておるんじゃないかと思ふのですが、その辺のことをもう少しお聞かせ願ひませんか。

○森説明員 この点に關するアメリカ側の非公式な見解というものは、私も承知いたしております。しかしながら、結局問題は(四)項によつて、日韓の両国に財産権の問題についてどういふ協議が整うかということが問題の核心だと思ひます。今度の交渉に當りましては、御承知の通りに財産権の問題が最も重要であり、また最もデリケートな問題でございまして、今後この問題をやつていく上につきましまして、アメリカ側の意見等も十分しんじやういたしますけれども、具体的にどういふふうによつていくかということとは、現在では申しかねる段階にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○横録委員 それならば当然私有財産が尊重され、これらが会談の主要な議題となつてくる。この場合に、しからばあの当時における日本人の財産というものは、さういふふうな管理をされたかどういふふうな処理をされたかというやうな事情については、これは、この前伺つたときには明確な答へが得られなかつたのですが、もう少ししつかりした考え方を聞きたいと思ふのです。

○森説明員 お答えいたします。御承知の通りに、韓国との間には正式国交がいまだ回復しておりませんので、わが方の在外機関が駐在をしております。従いまして、従来の日本人の私有財産がどういふふうな取り扱いを受けておるかといふことは、的確な情報を得がたい立場にあるわけでございます。そこで日韓会談の際に、従来の日本側の財産はいかなる状態にあるかといふことを、韓国側に対して照会をな

したわけでございます。しかしながら、御承知の通り韓国側は、先ほど申し上げました通りに、この財産に對する請求権は日本側にはないという立場でございますので、この日本側の照会に對しては満足な回答を得なかつたのでございます。従いまして、遺憾ながらさういふ二つの事情によりまして、日本側の財産の状況がどうなつておるかといふことに關する的確な情報は、現在入手しがたい状態にあるわけでございます。

○横録委員 それは、非常に職務怠慢といふか、あるいはまた私有財産に對する尊重の精神がないといふか、國民としては、日韓会談において私有財産の処理をどうしてくれんかといふことに對して、重大な関心を払つておると思う。ところが肝心の権利を持つておる日本の政府が、戦後すでに十年たつのに、その問題を把握してないといふことは遺憾きまるものだと思う。これは、調べるならば当然すぐにわかる。日本に裸一貫で引き揚げてきた者はたくさんある。この者は大体どういふふうな事情であつたかといふことはわかるはずだ。それらを基準として對韓交渉に出だしていくべきである。これらの何らの資料も持たずに、相手側の方に照会をしようといふことは、交渉がだめだつた場合にはうかつやつてしまつてもいいという考え方だと誤解されてもやむを得ないと思ふ。向うの方として、もし回答したとしても過小にしか評価をしてこない。また今のやうに、はなはだしく請求権もないといふやうな考え方をとつておるわけですか。さういふやうなことで、具体的にあ

あなたが交渉に出かけていっても、手の中に何もつかない、確たる資料を何も持っていないというのであつては交渉にならぬ。そこで、これはもう少し米軍に渡した事情、あるいはまた日本人の朝鮮内における私有財産というものを対して、これを保護し、尊重し、これを對韓問題において解決づけるという基本的な立場に立つて資料をそろえなければならぬと私は思う。今のままで外務省は出かけていこうとするのか。これでは、交渉に出ていって負けるのはきまつてゐる。何も手の中になくて交渉に行つて、向うからそんなものはない、あるならば資料を見せなさい、実はこっちには資料がないので、そつちで作つてくれ、これでは問題にならないのであります。この問題は真剣に考へていただきたい。何かもう少し考へがあるのじゃないですか。

○森説明員 先ほどから申し上げました通りに、わが方としてこの調査に一番の難点は、韓国にわが方の機関がないということでございます。従いまして、韓国との折衝に当りましては、一応諸種の懸案事項は別として、とにかく正式の国交を暫定的に開こうということ、これらのラインに沿ひまして、日本の在外公館を設置して、最近における日本側の財産の状況というもの調査しようとしたのでございますが、諸種の懸案が解決しない間は国交調整はできない、在外公館開設というものはできないという韓国の態度でございましたので、最近における新しい資料というものは入手することが困難な状況にあることはまことに遺憾であります。そういう事情にあ

るのでございます。

○横鏡委員 韓国の方の物の考へ方は、想像するに、日本は韓国を侵略して、だまして取った、一切のこういう活動は朝鮮から搾取したものだ、こういう考へ方の上に立つて今の請求権がない、何がないという考へ方をしてゐたところから考へて、これは日本政府が取つたものと、日本人が私の生活において取つたものととは全然別個にされなければならぬものです。これは戦争の終結に伴つて各所で派生した問題で処理をされてきてゐる。いわゆる領土の割譲というものの、軍事的なもの、こういうものと私有財産とは明確に区分されて処理をされてきてゐる。従つてそういうような韓国の態度であるとするならば、これに對しては、もとより外務省の方としての策もあろうと思うのですが、策のあるなしにかかわらず、私有財産の認定というものはあなたの方で、どの程度のものを国民は要求しておるのか、または持つておつたのかということ、を、しっかりとつかまえておいてもらなければ交渉にならぬと思うのです。この点は答弁を聞いて、私も非常にがっかりしたが、おそらく国民ががっかりするだろうと思うのです。そういうことでなく、しっかりと資料を一つ収集して、この解決をつけていただきたいと思ふのです。そこで問題は、私有財産をあなたの方が尊重して解決をつけるというふうに言つておられる、それからまた国際の先例においても、当然これは解決がついていくものと考へておられます。この場合に、たとえば朝鮮銀行あるいは朝鮮殖産銀行、こういうような銀行が朝鮮の中にたくさんある

産を残して引き揚げてきておる。これが今度の閉鎖機關令の一部改正では、この社債というものが、国内の財産をもつて差し引かれるということになつてきてゐる。そうすると、これは先ほど私が質問しましたように、朝鮮の考へ方と大蔵省の考へ方が一致してゐる。大蔵省の方でも、国内にあるところの財産の中から――社債というものは、これは国内のものでなしに、全部朝鮮の中に投下をしたもので、朝鮮に財産となつてゐるいろいろな形で残つてゐる。従つて對韓交渉のときには当然これが取り上げられて、私有財産として扱われなければならない問題であるが、これが今度の場合のように、在外財産というものと関係なしに国内から引いてしまふという考へ方をしまふと、これは、今韓国が日本の方に請求をしてきてゐる考へ方と同一のものであります。この点に對しては、大蔵省の方から社債問題について伺ひますが、当面こういう問題を扱うところの外務省の考へ方を聞きたい。

○森説明員 午前中にお答えいたしました通りに、こういう点につきましては、大蔵省と十分お打ち合せをいたしまして、外務省としてはその意見に従ひまして善処する覚悟でございます。

○横鏡委員 大蔵省と打ち合せてというよりも、具体的には大筋の論があるうと思ふのです。私有財産を尊重する、これは当然向うの方と交渉をして、日本人の権利というものを認めさせるという考へ方に立つてゐる。ところが今度の場合でいいますと、在外財産というものは全部切り捨ててしまつて、国内だけでも整理をする。残つてゐる社債は国内であるけれども、この社債の見返りとしての財産は全部朝鮮の中にあるわけですから、これは社債のきめられてゐる十億ですか、その金額に對して、あるいはそれ以上の金額があるう、その方には全然手をつけないで、こちらだけで整理をつけろ、こういうことをやると、これは当然日韓会談の問題にも支障を來したはせぬかと考へてゐるわけですが、この点について大蔵省に聞く前に、外務省にもう一度聞きたい。

○森説明員 これを切り捨てておられるかどうか、大蔵省の方から一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○正示政府委員 お許しを得ましたから申し上げますが、ただいまの横鏡委員のお話は、殖産銀行なり朝鮮銀行なり、韓国にある資産を一応切り捨てて、韓国にお話でございしますが、これを切り捨てるといふ御趣旨はどういう御趣旨が存じませんが、われわれはそういうものを切り捨てて、いわゆる放棄する意思は全然ございません。どこまでもわれわれとしては、その所有権を留保いたしてゐるわけでございます。ただ清算の順序といたしまして、けさはまだ御質疑に對してお答え申し上げ、閉鎖機關の清算は、とにかく国内資産の限度においてのみこれは清算できるものでありまして、ただいま在外資産を回収して清算をするということ、これは事実上不可能なので、そこで国内にある資産の限度におきまして、御承知のように預金あるいは送金、従業員債務というふうなものをお払いをいたして、そして社債を払ふ。こういうことをいたしてゐるわけでございます。そして、これは単に支払の順序でござい

います。これによつて殖産銀行が韓国に持つておられます資産を放棄すること、切り捨てるとかいうふうなことは、毛頭考へておりません。その点は、大蔵省のために一応お答え申し上げます。

○横鏡委員 この点は相当問題があると思ふのです。というのは、今不動産銀行の点が問題になつておりました。不動産銀行がやはり金融債を發行して、これで銀行業務を営もうというふうな構想だということを今聞いたわけですから、殖産銀行の場合にも、主として内地でもつて金融債を發行して、これを朝鮮の中に投資して業を興した。この場合に殖産銀行の金というものは、朝鮮の中で使へというふうな監督令で指定をされておる。従つてこの金というものは、全部朝鮮の中に投下をされ、ここであつたいろいろな形になつて朝鮮の中の産業を興してきて、こういうふうにして承しておるわけですから、従つて社債というものは、国内に残つたところの金ではない。社債の見返りというものは、当然朝鮮の中に財産となつて残つておる。従つて今あなたの方が法律を出してやろうとしておられるのは、国内に残つた金から引こうというのだから、この国内に残つた金というものは、預金の支払い準備の金なんだ。支払い準備の金として東京と大阪に残つておつたこの金の中から社債を引くということは、とりもなおさず、この社債というものは在外財産として朝鮮にあるわけですから、それを今やらずに、こつちから引いてしまふということになれば、これは結果として在外財産に對するものを切り捨てたというふうな、当然韓国の方では解釈をして出て

くるだろう、こういうふうには私は考えるわけだ。今あなたの方では、対韓請求権というものは放棄しないと言つてみても、具体的にこういう問題を切り捨てておつたならば、国会においてやっておくべきでないか、大蔵省の考え方はこうだ、こういうふうには考えられない、当然今度の日韓会談が再開されても、この問題は相手側を利するだけであつて、日本の方を不利にする、こういうふうには考えておるわけでありませう。

○正政府委員 大蔵省がこのようなことをやるなどという点につきましては、重ねての御言葉でございますが、これは、どこまでもまだ殖産銀行の清算は進行の過程にございませう。この殖産銀行を含めまして閉鎖機関全般の清算をいかように進めるかということにつきまして、法律案として提案申し上げ、国会の議決を求めておるわけでございます。その場合に、大蔵省が切り捨てるという考え方を持っておるとのお話でございましたが、さようなことは毛頭ございませう。どこまでも韓国にありませう資産に対する権利は留保しておるものであるということを、はっきり申し上げたのであります。

ただいま御質問の中に、殖産債権は、これは現地に於いてそれそれの事業に投下せられて、従つてそれらの事業からの回収によって返済すべきものではないかという御趣旨でございますが、殖産債権にいたしましては、また殖産銀行の預金にいたしましては、とにかくいろいろの面に運用せられて、殖産銀行の資産がそれによつて発生したことは御指摘の通りかと思ひます。しかしながら、殖産債権

はどの資産をもつて償還すべきであるということ、特定した法律は何もございませう。また預金につきましても、殖産銀行の預金は何をもつて返済すべきであるというふうな規定は毛頭ございませう。そこで一昨年の第十九国会におきまして、預送金につきましても、これは在外預送金でございまして、国内の資産から払ふことを、法律をもつてまずお定め願つたわけでありませう。今回はその次の段階といたしまして、従業員債務あるいは社債権につきまして、かような規定をお願いしているものでありまして、先ほど申し上げました支払いの順序の筋道を立てているのであります。これによりまして、朝鮮におきまして資産を放棄する、あるいは所有権をもちや将来主張しないというところでございませうれば、これは大問題でございませうが、さような考えを毛頭持つておらないことは、繰り返して申し上げた通りでございます。これは殖産銀行の残つた資産のうち、まづもつて預金を払い、従業員債務を払い、債権を払うという順序立ての問題でございませうので、この点は本質的に何ら矛盾するものではない、かようにわれわれは考えております。

○横議委員 今支払いの順序について、人件費とかあるいは預金とか、こういうふうなものは優先順序があるから、これを払つていくということ、これは当然だと思ひます。そのあとに社債を払ふならば、あと何も残らない、具体的にはこういうことになると思ひます。そこでこの閉鎖機関令で整理をする、あるいは清算を命ずるといふのは、従来やつてきたのであるから、これはその通りでいたし方がない

としまして、この殖産銀行のように、国内に一部の財産と国外に大部分の財産とがあるという銀行、こういう銀行の整理に當つて、国内の財産から社債を全部優先して引くという考え方、こういうふうな考え方が許されるかどうかという問題です。これを引くということとは、当然在外資産を考へていないということに結果としてなるじやありませんか。社債というものの見返りはあるのだから、だとするならば、対韓交渉においてこの問題が解決のつ

のを待つてこの整理をすべきだ、この対韓請求を待たずに整理をする、社債というものは国内に残つているところの預金から引いてしまつて、今度株主から手形だけ与えておいて、株主はから手形だけもらつて、今度対韓問題が解決のついたときには、株主はから手形だから何も出さぬでいいだろうという話になつて、今度外務省が出ていっても、一銭も取れやしない。一銭も取れないように、あなた方が法律を作つていられないか。これはそういうことになりませう。だからこの問題は、よほど真剣に考へなくちゃいかぬと思ふ。単に国内だけで解決のつく問題ではない。日本と朝鮮と、しかもこの一番ややつこしいところの国と交渉しよう、しかもその中の一割が日本の中に財産があつて、九割が朝鮮の中に財産が残されていゝ。これを解決しようとするのに、この九割の財産の方に手を触れないで——社債というものは大部分そこに投下してある。その投下した財産というものは全然触れないで、国内に残つておつたところの預金の支払い準備金の中から引いてしまふという考え方を具体的にやつてごらん

なさい。そのことは当然相手側を利するだけだ。このことがわからなかつたならば、この特殊清算というものは大へんな失敗をすると思ふ。そうじやないですか。

○正政府委員 御趣旨でございますが、その点は、私は政府の原案を作ることに参画いたしました者といひまして、今お話しのような点につきましてもは全然考え方が違つております。はっきり申し上げますが、ただいまのお話でございませう、社債権者にある程度の——社債権と申しますのは、言うまでもなく、国内に支払い主があるものの社債権でございます。そういうものに支払いをいたしますと、もはや韓国に対する請求権は効果なくなるのだ、何かこういう御趣旨にとれるのでございませうが、これは私は非常におかしいのでありまして、たとえば殖産銀行が預金をやりまして、そこからある程度の資産ができていゝことは事実であらうかと思ひますが、その預金者に対する払い戻しをいたしまして、あとの在韓資産に對しましては、これはなお存続いたしておりますところの閉鎖機関が、まづもつて回収を主張したすわけでありませう。最終的には株主がその主張者になるわけでありませう。預金者が主張すれば韓国は返すけれども、株主が主張すれば返さないと議論は、これは私はきかぬで納得いたしかねるのであります。社債権者が主張すれば、韓国は資産を返すけれども、株主が主張すれば返さないと

思ふことは、これはあり得ないことだと思ふのであります。対韓国の請求権は、日本のそれぞれの法律によりまして、最終的に権利を持つ者が主張すべきものでございまして、これが何人であるから韓国はその主張を聞くとか聞かないとか、さようなものではない、問題は、韓国がさような主張を根本的に認めるかどうか、この点が、先ほど横議委員からも御指摘のように、韓国はわれわれの常識と違つた考え方をしておるから、まずこの考え方を根本的に改めようということが必要なのでございまして、社債権者であらうが株主であらうが、おおよそ権利を持つておる者からの合法的な主張に、韓国が聞くというところが問題の中心ではないか、かように考えております。

○横議委員 今のあなたの答の最後の方は、氣に入つた。(笑) 然るに社債としてこつちの方が残しておいて——今度清算をする場合にも、社債だけは残しておいて、その残すのはなぜ残すかという、社債を清算せずに残しておくとすることは、とりもなおさず、この見返りというものは相手の韓国の方にあるんだ、従つてこの問題の話し合いがつかないという態度をとつて、初めて相手側の方に對して外務省がつかけていかれるのじやないですか。こつちの方で向うに投下した財産に對しては、請求権は放棄しないというふうには言つておつても、現実には国内で募集した金額というものは、みんな清算してしまつて何も残つていないで、

【石村委員長代理退席、委員長着席】
相手は株主だけで、株主の一般原則論だけが残つておつたのでは、相手に対して、これだけのものが日本の方の財産として残つておると主張しても、これは話にならないのであります。当然この

きものでございまして、これが何人であるから韓国はその主張を聞くとか聞かないとか、さようなものではない、問題は、韓国がさような主張を根本的に認めるかどうか、この点が、先ほど横議委員からも御指摘のように、韓国はわれわれの常識と違つた考え方をしておるから、まずこの考え方を根本的に改めようということが必要なのでございまして、社債権者であらうが株主であらうが、おおよそ権利を持つておる者からの合法的な主張に、韓国が聞くというところが問題の中心ではないか、かように考えております。

○横議委員 今のあなたの答の最後の方は、氣に入つた。(笑) 然るに社債としてこつちの方が残しておいて——今度清算をする場合にも、社債だけは残しておいて、その残すのはなぜ残すかという、社債を清算せずに残しておくとすることは、とりもなおさず、この見返りというものは相手の韓国の方にあるんだ、従つてこの問題の話し合いがつかないという態度をとつて、初めて相手側の方に對して外務省がつかけていかれるのじやないですか。こつちの方で向うに投下した財産に對しては、請求権は放棄しないというふうには言つておつても、現実には国内で募集した金額というものは、みんな清算してしまつて何も残つていないで、

【石村委員長代理退席、委員長着席】
相手は株主だけで、株主の一般原則論だけが残つておつたのでは、相手に対して、これだけのものが日本の方の財産として残つておると主張しても、これは話にならないのであります。当然この

債権というものは、今度の清算からたな上げをしておいて、この清算の見返りというものは、当然韓国の方に財産となつて残つておるのです。従つて、この問題を外務省として解決をつけるという事になつて、そこで初めて話が進展するのじゃないですか。それを、こつちの方の債権を全部整理をつけてしまつて、在外資産はまだ全然話題にも乗つていないということでは、私は結果として相手側を利用するだけだと思ふ。

○正示政府委員 重ねてのお言葉でございますが、国内支払いの社債の全額を今日払う、これは殖産銀行について限定をいたしましてお話しを申し上げますと、内地払いの社債の全額を支払うだけの資産は、今日殖産銀行の国内資産にはございません。大体の見当から申しますと、四割五分くらいしか払う資産はございません。なお残りの五割五分は残るわけでございます。横債委員のお話でございますと、社債権者に権利を残しておけば韓国は言うことを聞くであろう、しかし閉鎖機關が社債権者にあるものを払うと、もはや韓国は言うことを聞かないであろう、こういう御趣旨のように受け取れるのでございますが、さようなことではないと思ひます。債務者が債務の履行を決意いたしますならば、その債権がどこにありましようとも、債権でございますれば、これは変りはないという考え方に立脚をいたしましてこそ、預金の払い戻しもできたわけでございます。預金を預金者に払い戻しましても、その資金をもとにいたしまして、韓国にある資産というものは依然としてあるわけでございますから、預金の払い戻

しをいたしましても、閉鎖機關殖産銀行は厳然として韓国に対して請求権を主張する、こういう考え方でございます。

○横債委員 この殖産銀行のような場合の清算に當つては、これは朝鮮に残した在外資産というものを勘定に入れないは完全な清算はできない、私はそう思う。それを、向うの方はいつ解決がつくかわからぬ、会談が開催されてもなかなか結論は出ないのではないかと、こういうような案え方から、これは請求権だけ残しておいて、先に国内に残っている問題だけで話をつけてしまおう。今日この法律を出している趣旨は、こういうような考え方ですが、これだと、私は結論としてそうなると思ふんです。だからして、これは当然相手側に棄ぜられてくる。これは、当然ここでもって整理が済んだならば、社債というものは一応たな上げしておいて、この社債の見返りというものは、具体的には朝鮮の方に残つておる、従つてこれだけのものが授下されておるのだからして、この請求権を認めろということの交渉になつて、そこで初めて具体的に殖産銀行関係の日本の財産というものが確認される、私はそう思ひます。

○正示政府委員 同じ答えを繰り返すだけでございますが、私どもといたしましては、この国内資産をもつて国内払いの預金なり債権を払う関係は、法律関係といたしましては何ら差異がない、かような考えをもちまして、従ひまして、韓国にありまうところの資産に対する請求権というものは、この支払いによつて何ら影響を受けるものではない、こういう建前でおります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる四月三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後三時二十七分散会